

奈良市公告

別紙入札説明書のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則（昭和 40 年奈良市規則第 43 号）第 2 条の規定により公告します。

令和 8 年 8 月 31 日

奈良市長 仲川 元庸

庁内マニュアル作成・共有ツール利用及び保守契約
に係る一般競争入札

入札説明書

令和 8 年 8 月 31 日

奈良市総合政策部

DX 推進課

入 札 説 明 書

庁内マニュアル作成・共有ツール利用及び保守契約に係る一般競争入札については、奈良市契約規則（昭和 40 年奈良市規則第 43 号）及び関係法令に定めるものの他、本入札説明書によるものとし、入札を希望する企業及び団体（以下「事業者」という）は、以下の事項を熟読のうえ、入札すること。

1. 目的

庁内マニュアル作成・共有ツールの導入により、マニュアルの検索性・共有性を向上させ、各種問い合わせ対応の削減及び業務効率化を図る。また、業務マニュアルや引継書の作成を標準化し、円滑な業務の引継ぎを推進することを目的とする。

2. 事業範囲・内容

「(別添 1_別紙) 庁内マニュアル作成・共有ツール利用及び保守仕様書」に記載の内容とする。

3. 契約に関する事項

(1) 契約名称

庁内マニュアル作成・共有ツール利用及び保守契約

(2) 契約形態

サービス利用に係る使用契約（地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約）

(3) 履行期間

令和 8 年 12 月 1 日から令和 11 年 11 月 30 日まで

(4) 契約条項

「(別添 1) 庁内マニュアル作成・共有ツール利用及び保守契約書（案）」のとおり

(5) 付帯要項

(ア) この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算において減額又は削除があったときは、発注者はこの契約を変更し、または解除できるものとする。

(イ) 本契約は契約期間終了後、奈良市の必要に応じてサービス利用の延長が可能であること。

(6) 電子契約について

本契約は電子契約に対応している。契約書の調印は書面による方法のほか、電子契約

による方法も選択できる。電子契約の利用を希望する場合は、落札決定後に申し出ること。

4. 入札参加資格

公告日において、次の条件に定める基準を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税及び奈良市税を滞納していないこと。
- (3) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く）。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (6) 公告日を基準に過去 2 年間に本市または他の官公庁（公社、公団を含む。）または民間企業等と本件入札に係る業務に類似する業務の契約を 2 回以上にわたって締結し実績があること。
- (7) 入札公告日において、プライバシーマーク認証又は ISO/IEC27001(JIS Q 27001)認証と同等の認証を受けていること。

5. 入札に関する事項

- (1) 入札の方法は持参入札とする。「(様式第 2 号) 入札書」に金額を記載し、封筒に入れて封印し、封筒中央に「入札書」の文字、封筒裏面に事業者名を記入すること。
- (2) 代理入札の場合は、年間を通じて委任されている者以外の者は、入札執行前に必ず「(様式第 3 号) 委任状」を提出すること。提出のない場合は、入札できないものとする。
- (3) 入札者でなければ、入札の執行場所に立ち入ることができない。
- (4) 入札者の不正行為その他の理由により、この入札を執行することが不相当であると認めるときは、執行をとりやめる。また、入札執行後においても、落札決定を保留し、入札を取り消す場合がある。
- (5) 入札の参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない
- (6) 入札者中、入札書比較価格以内であって、最低の価格の入札者をもって落札者とする。落札者となるべき同一の価格の入札者が 2 名以上あるときは、直ちに「くじ」

で決定する。また、予定価格に達した価格の入札がない場合は、直ちに再入札を行う。入札は再入札を含め2回まで行う。

- (7) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。契約希望金額は、月額の利用料とし、事業に係るすべての費用を含むものとする。
- (8) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

6. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者による入札
- (2) 委任状の提出がない代理人による入札
- (3) 入札書に入札金額、署名または記名押印を欠く入札
- (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (5) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (6) 同一入札者が出した同一項目についての2以上の入札
- (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札
- (8) 入札の日付が入開札日でない入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

7. 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除する。

8. 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加資格等に関して虚偽の申請を行った者が提出した入札書は無効とし、無効の入札書を提出した者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
- (2) 入札参加者及び契約の相手方が本件調達に関して要した費用はすべて当該入札参加者及び当該契約の相手方が負担する。
- (3) 提出された書類は返却しない。また、提出書類は本入札にのみ使用し、他の目的には使用しない。
- (4) 本入札資料を通じて知りえた情報は、本入札参加以外の目的では使用しないこと。
- (5) 「(様式第1号) 一般競争入札参加申請書」を提出した者で、本入札に参加しないことになった場合は、入札書等の提出期限までに、「(様式第4号) 辞退届」を提出すること。

9. 入札実施スケジュール

No.	実施内容	期日
1	質問受付	令和 8 年 9 月 8 日（火）午後 5 時まで
2	質問回答	令和 8 年 9 月 15 日（火）午後 5 時まで予定
3	入札参加申請書提出期限	令和 8 年 9 月 18 日（金）午後 5 時まで
4	入札参加資格審査結果通知	令和 8 年 9 月 28 日（月）までに通知
5	入開札の日時	令和 8 年 9 月 30 日（水）午後 1 時 30 分

10. 入札参加申請書等の配布

奈良市公式ホームページからダウンロード

<https://www.city.nara.lg.jp/soshiki/6/>

11. 入札参加申請

(1) 提出書類

(ア)（様式第 1 号）一般競争入札参加申請書

(イ) 導入実績

過去 2 年間に本市又は他の官公庁（公社、公団を含む。）、又は民間企業等において、本件入札に係る業務に類似する業務の契約実績を 2 回以上有することがわかるもの（契約書の写し等、契約の実績がわかるものを添付すること）。

※奈良市又は他の官公庁（公社、公団を含む。）との契約がある場合は、それを優先して添付すること。

(ウ) 会社概要（様式自由）

※パンフレットでも可。

(エ) 認証を受けていることを証明する書類の写し

プライバシーマーク認証又は ISO/IEC27001(JIS Q 27001)認証と同等の認証

(オ) 令和 8 年度奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格者でないものにあつては、以下の書類も提出すること。

① 納税証明書の写し（発行後 3 か月以内のもの。）

・奈良市内の事業者（奈良市外の業者で市内に支店・営業所を有するものを含む。）〔奈良市市民税課で証明〕

当該年度分と過去 2 年度分の市・県民税（法人にあっては法人市民税）及び固定資産税（入札参加申請時において当該年度分が確定していない場合は、過去 2 年度分）

・奈良市外の事業者〔国税納税地を管轄する税務署で証明〕

その 3、その 3 の 2 又はその 3 の 3

② 商業登記履歴事項全部事項証明書の写し（発行後 3 か月以内のもの。）

(2) 提出部数

紙媒体各 1 部

(3) 提出期間

令和 8 年 8 月 31 日（月）から令和 8 年 9 月 18 日（金）午後 5 時まで

(4) 提出方法

奈良市総合政策部 D X 推進課に持参又は送付（信書便）により提出すること。

持参の場合は、事前に連絡のうえ、直接持参すること。

送付の場合は提出期限内必着とし、提出期限内に連絡のうえ、到達確認を行うこと。

(5) 提出場所

「15. 問い合わせ先」を参照すること。

12. 入札参加者の決定通知

入札参加申請を行った者のうち、入札参加承認の可否は令和 8 年 9 月 28 日（月）までに通知する。通知は、「（様式第 1 号）一般競争入札参加申請書」に記載されたメールアドレスに送信する。

13. 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札の日時 令和 8 年 9 月 30 日（水）午後 1 時 30 分から

(2) 開札の日時 入札締切り後、直ちに開札

(3) 入札及び開札の場所 奈良市役所 中央棟 3 階 入札室

14. 質問の受付及び回答

入札に関して質疑事項がある場合は、書面（メール）をもって、DX 推進課まで提出すること。ただし、入札後に不知又は不明を理由とする異議を申し立てることはできない。

(1) 質問受付期間

令和 8 年 9 月 8 日（火）午後 5 時まで

(2) 質問提出方法

次のとおり、質問書を添付ファイルとして送信し、電話にて到達確認の連絡を行うこと。

(ア) メール件名

「庁内マニュアル作成・共有ツール利用及び保守契約に係る一般競争入札 質問書_事業社名」

(イ) 必須事項

商号又は名称、担当者、電話番号、メールアドレス

(ウ) 質問様式

「(様式第 5 号) 庁内マニュアル作成・共有ツール利用及び保守契約に係る一般競争入札 質問書」

(エ) 提出先

「15. 問い合わせ先」参照

(3) 回答

質問と回答については、下記期日までに奈良市公式ホームページに掲載（予定）

<https://www.city.nara.lg.jp/soshiki/6/>

期日：令和 8 年 9 月 15 日（火）午後 5 時まで

15. 問い合わせ先

奈良市総合政策部 D X 推進課

住所：奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号 奈良市役所 中央棟 6 階

電話番号：0742-34-4722（直通）

メールアドレス：dx-suishin@city.nara.lg.jp